

令和元年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 令和元年8月30日

自治体名 (福祉事務所名)	枚方市 (枚方市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			77.6%	80.0%	74.1%	5.9%
<p><現在の状況></p> <p>1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告についての集計) * 平成30年11月から平成31年4月審査分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局に後発医薬品の備蓄なし 39.2% ・後発医薬品なし 27.3% ・患者意向 19.0% ・その他 14.5% <p>(処方時医師から先発薬調剤の指示あり、薬価上のメリットなし等)</p> <p>2. 関係機関への説明の状況 法改正による使用原則化について、市三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)を通じ、各会員に周知文を送付した。</p>			<p><対応方針></p> <p>被保護者への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全世帯に周知文を送付(6月実施済) ○ 保護開始時の面接で使用の原則化について説明し、理解と同意を得る。 ○ 健康管理支援員が訪問の際、使用の原則化について説明を実施。 <p>関係機関への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別指導時等、当市の使用促進の実績について関係機関へ説明。 ○ 「患者意向」による先発薬調剤の割合が大きい薬局に対し、再度生活保護制度における原則化について説明し協力を得る。 <p>薬局における備蓄について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特になし (備蓄については、医療全体の取組みとして対応されているため) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト情報から「患者意向」による先発医薬品の調剤を受けている者を対象に、健康管理支援員が差額通知を持参の上訪問し、制度について周知する。 			
<p><使用促進が進んでいない原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法改正後の10月基金審査分以降、数量シェア80%を超えている。 ○ 後発医薬品利用の経験なくイメージで利用を拒む場合、指導効果が上がらない。 ○ 調剤薬局によっては、処方医に対する疑義照会の実施に消極的であり、「患者意向」を理由として先発医薬品調剤を行う傾向がある。 			<p><備考></p>			
<p>※ 毎年度 80%達成を目指す。</p>						